

入札説明書

(趣旨)

第1 競争入札に参加しようとする者(以下「参加希望者」という。)は、本入札説明書及び物件調書及び市有財産売買契約書(案)並びに現場等を熟知の上で入札をしなければなりません。

(入札参加資格)

第2 次に掲げる者は、入札に参加できません。

また、公有財産を売却する際の入札参加資格(購入資格)として、入札参加者等が暴力団関係者でないことを長野県警察本部に照会、確認することとしておりますのでご承知ください。

(1)入札参加申込書を指定した期日までに提出しなかった者

(2)当該入札に係る公有財産に関する事務に従事する本市の職員

(3)当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(4)次の各号のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が本市と契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定により本市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて本市との契約を履行しなかった者

カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5)自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員である者のほか、次の各号に該当する者

ア 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

イ 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

ウ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(6)(個人・法人)市町村民税等について未納がある者

(用途の制限)

落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所等の用に供してはならない。

(入札参加申込み)

第3 参加希望者は、指定する日までに次の各号に掲げる書類を建設水道部まちづくり整備課都市整備担当まで提出してください。

受付期間 令和7年7月14日(月)から令和7年7月18日(金)

午前8時30分から午後5時15分

(1) 入札参加申込書(共有の場合は連名)

(2) 誓約書(共有の場合は申込者ごと)

(3) 役員等一覧(法人の場合)

(4) 令和7年7月14日以降に発行された印鑑登録証明書

(5) 令和7年7月14日以降に発行された住民票(外国人の場合は登録原票記載事項証明書、法人の場合は現在事項全部証明書)

(6) 市町村長が発行する(法人・個人)市町村民税等納税証明書(令和7年7月14日以降に発行されたもの)

2 郵送の場合は、書留又は簡易書留により、指定した期間内に到達したものを有効とします。

(現地説明)

第4 物件の現地説明会を**令和7年7月24日(木)午前10時00分から**行います。

2 現地説明に参加しなくても入札には参加できますが、この入札に関するすべての事項を熟知して参加しているものとみなします。

(入札日時及び持参書類)

第5 **入札及び開札**

日時 令和7年8月5日(火)

時間 午前10時00分から

会場 岡谷市役所庁舎2階 202会議室

入札の当日は、次の書類を必ず持参してください。

(1)入札書

申し込み受付時にお渡しする書式を使用してください。

(2)委任状及び令和7年7月14日以降に発行された代理人の印鑑登録証明書

入札参加申込書の申込人が入札に参加する場合は不要です。

委任状は申し込み受付時にお渡しする書式を使用してください。

(3)印鑑

入札参加申込書に押印した本人の印鑑(実印)をお持ちください。

ただし、代理人が入札する場合は委任状に押印した代理人本人の印鑑(実印)をお持ちください。

(4)入札保証金の納入通知書(領収印あるもの)

(入札保証金)

第6 入札参加者は、入札保証金として、予定価格の100分の5以上に相当する金額を市が発行した納入通知書により予め納付するか又は入札保証金に代わる担保により入札開始前に入札場所で納付しなければなりません。

- 2 1の入札保証金に代わる担保は、次表の掲げるものとします。この場合において、担保として提供された証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えたものでなければなりません。

区分	種 類	価 格
ア	国債又は地方債	債権金額
イ	独立行政法人等登記令(昭和39年政令第28号)第1項に規定する法人の発行する債券	額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の8割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額(当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以後の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に应ずる金額)
エ	金融期間の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証	金融機関の保証する金額

- 3 落札者の入札保証金は売買契約締結時まで還付しませんが、落札者以外の入札参加者の入札保証金は、入札終了後、保証金を納付したとき発行した預かり証書と引換えに直ちに還付します。
- 4 入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間の利息について、入札参加者はその支払いを請求することができません。

(入札)

第7 入札書には入札参加者の住所、氏名(法人の場合は所在地、名称及び代表者名)を記入の上、実印で押印してください。

- 2 金額の記入は黒インクで算用数字を用い、最初の数字の前に「金」若しくは「¥」の文字を記入してください。
- 3 代理人が入札する場合は、入札書の入札者住所氏名を記入(押印は要りません)するとともに代理人氏名を記入し実印で押印してください。
- 4 入札書は、所定の入札箱に投入してください。
- 5 いったん提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(入札の無効)

第8 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。

- (1)入札に参加する資格のない者の入札した入札書
- (2)同一人が入札した2通以上の入札書
- (3)入札参加者が協定して入札した入札書
- (4)金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (5)記名、押印(実印)のない入札書
- (6)誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7)郵送による入札書
- (8)納付した入札保証金の額が予定価格の100分の5に達しない場合の当該入札書
- (9)前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

(開札)

第9 開札は、入札場所において、入札終了後直ちに、入札参加者立ち会いにより行います。入札参加者が開札に立ち会わない場合には、市が指定した者を立ち会いさせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

2 開札した結果、落札者があるときはその者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を、落札者がいないときはその旨をお知らせします。

(落札者の決定)

第10 落札者は、市の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者としてします。

ただし、落札者となる価格の入札者が二人以上であるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。なお、同価入札をした者はすべてくじを引かねばならず、くじを引かない者がいるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとします。

(契約の締結)

第11 落札者は、落札決定の日から5日以内に別紙様式の売買契約書により契約を締結しなければなりません。

2 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、市に帰属することになります。

(契約保証金)

第12 落札者は、売買契約締結と同時に、契約保証金として契約金額の100分の10以上に相当する金額を、市の発行する納入通知書により納付しなければなりません。この場合、入札日に納付した入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。

2 契約保証金は、売買代金完納後、落札者に返還しますが、本人の希望により売買代金の一部に充当することができます。なお、契約保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間の利息について、落札者はその支払いを請求することができません。

(売買代金の納付)

第13 契約金額又は契約金額と契約保証金との差額(以下「市長が指定した金額」という。)は、契約締結後、市が発行する納入通知書により令和7年9月3日(水)までに納付しなければなりません。

2 市長が指定した金額が期限までに納入されない場合は、契約は解除され、落札者が納付した契約保証金は市に帰属することとなり、返還されません。

(所有権の移転等)

第14 売買代金が完納したときに所有権の移転があったものとし、速やかに現物を現況のまま引き渡します。工作物及び地中埋設物等の撤去が必要な場合は、購入者の負担により対応していただきます。現地及び周辺環境の状況は必ず入札参加者自身でご確認ください。

2 所有権の移転登記は、物件の引渡し後、市が行います。

3 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

(入札執行の延期)

第15 開札前において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

(個人情報の取扱い)

第16 入札参加申込の際に取得した個人情報については、地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく入札参加者の資格審査など入札に関わる事務に利用するものであり、その他の目的では一切使用しません。

(その他)

第17 この説明書に定めのない事項については、岡谷市財務規則(昭和39年8月15日岡谷市規則第20号)その他関係法令の定めるところによります。

本入札に関する問い合わせ先

〒394-8510 岡谷市幸町8-1 (岡谷市役所3階)

岡谷市建設水道部 まちづくり整備課 都市整備担当

電話 0266-23-4811 内線 1334